



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 ユシロ化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 大胡 栄一
(コード番号 5013 東証第 1 部)
問合せ先 財務部長 宮澤 尚徳
(TEL. 03-3750-6793)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月23日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の第83回定時株主総会において承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。また、これに伴い、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行後の役員の変動に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役の職務執行の監査・監督機能を一層強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 83 回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するために、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行うものです。
- ② 当社及び当社子会社の事業の多様化や今後の事業展開に鑑み、定款第 3 条（目的）について変更を行うものです。
- ③ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成28年6月24日（金）

定款変更の効力発生日（予定） 平成28年6月24日（金）

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① 次の物品の製造、販売ならびに輸出入</p> <p>(1) 金属加工油剤、床用ワックス等、油脂および蠟加工製品</p> <p>(2) 合成糊剤、床用シール剤等合成樹脂加工製品</p> <p>(3) 金属防錆油剤等石油加工製品</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(4) 工業薬品</u></p> <p>② 前号に定める物品に関連する調査、企画、研究、開発、検査・分析、品質管理の請負およびこれらに関するコンサルティングまたはその他営業・技術サービス</p> <p>(新 設)</p> <p>③ 公害関連機器ならびに清掃関連機器および用具の販売</p> <p>④ 商標権、特許権、著作権等の知的財産権、ノウハウの取得、貸与および販売業</p> <p>⑤ 環境計量に関する事業</p> <p>⑥ 関係会社に対する経営・管理・財務等の業務に関する指導および助言</p> <p>⑦ 動産および不動産の売買、賃貸借、管理</p> <p>⑧ 前各号に関連付帯する事業</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>(定員および選任)</p> <p>第18条 当社に11名以内の取締役を置く。</p> <p>(新 設)</p> | <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① 次の物品の製造、販売ならびに輸出入</p> <p>(1) 金属加工油剤、床用ワックス等、油脂および蠟加工製品</p> <p>(2) 合成糊剤、床用シール剤等合成樹脂加工製品</p> <p>(3) 金属防錆油剤等石油加工製品</p> <p><u>(4) 金属表面処理剤</u></p> <p><u>(5) 工業薬品</u></p> <p>② 前号に定める物品に関連する調査、企画、研究、開発、検査・分析、品質管理の請負およびこれらに関するコンサルティングまたはその他営業・技術サービス</p> <p>③ <u>倉庫業</u></p> <p>④ 公害関連機器ならびに清掃関連機器および用具の販売</p> <p>⑤ 商標権、特許権、著作権等の知的財産権、ノウハウの取得、貸与および販売業</p> <p>⑥ 環境計量に関する事業</p> <p>⑦ 関係会社に対する経営・管理・財務等の業務に関する指導および助言</p> <p>⑧ 動産および不動産の売買、賃貸借、管理</p> <p>⑨ 前各号に関連付帯する事業</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(定員および選任)</p> <p>第18条 当社に11名以内の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>を置く。</p> <p><u>2. 当社に5名以内の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)を置く。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>2. 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>(任 期) 第 19 条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議により取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役相談役 1 名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>(報 酬 等) 第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>3. 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第 19 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議により、<u>取締役 (監査等委員を除く。) の中から、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役相談役 1 名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(報 酬 等) 第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法等)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(定員および選任)</p> <p>第 28 条 <u>当社に 4 名以内の監査役を置く。</u></p> <p>2. <u>監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p>3. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 29 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> | <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法等)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および予選された補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> | (削 除) |
| <p>(常勤監査役) 第 30 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> | (削 除) |
| <p>(報 酬 等) 第 31 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削 除) |
| <p>(監査役会の招集通知) 第 32 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>(監査等委員会の招集通知) 第 29 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(監査役会規定) 第 33 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p> | <p>(監査等委員会規定) 第 30 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p> |
| <p>(決議の方法) 第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数で行う。</u></p> | <p>(決議の方法) 第 31 条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査等委員の過半数が出席し、その過半数で行う。</u></p> |
| <p>(社外監査役の責任限定契約) 第 35 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項の規定に定める金額とする。</u></p> | (削 除) |
| 第 36 条～第 40 条 (条文省略) | 第 32 条～第 36 条 (現行どおり) |

| 現行定款 | 変更案 |
|-------|---|
| (新 設) | <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 83 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。</u></p> |

以 上